

セミナー参加のお礼

社長及び出席者各位

先日は平成 17 年度後期セミナーに出席下さいまして有難うございました。

「新会社法」は来年 5 月施行の予定です（実際に法律が動き出します）。
関連ある事項について今から準備されることをお勧め致します。

セミナー資料の中の「準備すべきこと」を参考にして下さい。
貴社の**定款の見直し**が必要になります。

会社法のポイントをお復習いすると次のようになります。

1. **有限会社の方は**、次の 2 つを選択する必要があります。
 - ① 特別有限会社としてこのまま続けるか。
 - ② 株式会社に商号を変えるか。（登記が必要です。費用がかかります。）
2. **株式譲渡制限のある株式会社は**、機関設計が柔軟になります。
(つまり、取締役・監査役・代表取締役・会計参与の組み合わせが条件付ですが自由になります。)
 - ① 取締役 1 人でも OK です。 → 代表取締役を置かなくても OK です。
 - ② 監査役を置かなくても OK です。
 - ③ 会計参与を置くこともできます。
 - ④ 取締役・監査役の任期を最長 10 年迄のばすことができます。
 - ⑤ 少数株主対策を事前に行う必要があります。
3. **公告の方法は原則官報に**なります。
公告の方法を官報以外としたい会社のみ、定款の定めが必要です。
現在の定款をどのように変更すべきかについては、解り次第お知らせします。
4. **株式に条件をつけた株式（いわゆる種類株式）を発行**することができます。
 - ① 取引先や従業員株主等がいる場合、議決権を制限することができます。
 - ② 相続人等へ相続する株式を強制的に買取ることができます。
5. **株券は原則として不発行**になります。
定款変更等をして、不発行手続きを忘れないように準備をお願いします。
6. **株主総会の招集方法が簡略化**されます。

7. **資本金が1円以上**でよくなり、**類似商号規制**もなくなります。
 - ① 株式会社も有限会社も資本金1円以上で設立できます。
 - ② 株式会社も有限会社も資本金1円まで減資できます。
 - ③ 類似商号の規制がなくなるので、近くに同じ社名の会社ができるようになります。

8. 利益処分案がなくなり**株主資本等変動計算書が登場**します。
(来年の3月決算法人は従来通りの予定です。)

9. **配当は**、株主総会決議があれば**期中でも何回でも配当できる**ようになります。

10. **合同会社が作れる**ようになります。
 - ① 設立費用が安く、株式会社よりシバリが少ない会社です。
 - ② 個人事業を会社にしたいが、株式会社のような制約を受けたくない場合に有効です。
 - ③ プロジェクトを自社より分離したい場合に有効です。
 - ④ 合同会社は将来組織変更して株式会社になれます。

今回は新会社法という法律の話の為、法律用語を日常用語に置き換えたり図解を多くしたり色分けしたりとレジュメ作りを工夫致しました。

ぜひ、ご活用頂きますようお願い致します。

尚、打合事項がありましたら遠慮なくご連絡下さい。

又、社長にぜひ読んで頂きたく進呈致しました単行本「**社長業 実務と戦略**」は完読された社長様も多く、「参考になった」という方がたくさんいらっしゃいます。

この声を聞くと感慨ひとしおであります。

ご愛読、ご活用下されば幸いです。

平成17年12月5日

税理士 森 富幸

次回の18年度前期セミナーは、平成18年2月6日(月)午後を予定しております。(場所は、札幌コンベンションセンターです。)